

5年保存

地発第0328001号  
基発第0328004号  
職発第0328008号  
能発第0328003号  
雇児発第0328008号  
政発第0328002号  
平成20年3月28日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長  
(公印省略)  
厚生労働省労働基準局長  
(公印省略)  
厚生労働省職業安定局長  
(公印省略)  
厚生労働省職業能力開発局長  
(公印省略)  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省政策統括官(労働担当)  
(公印省略)

#### 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進について

仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進については、平成19年12月18日に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（以下「憲章」という。）及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（以下「行動指針」という。）が策定されたことを受け、同日付け厚生労働省発政第1218001号「仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進について」により、厚生労働事務次官から貴職あて、その趣旨等について通知されたところである。また、同日、「『子どもと家族を応援する日本』重点戦略」が取りまとめられたことを受け、

平成20年1月22日付け府政共生第48号、総行自第3号、雇児発第0122001号「総合的な少子化対策の推進について」により、各都道府県知事あてに内閣府政策統括官、総務省大臣官房総括審議官及び厚生労働省雇用均等・児童家庭局長の連名通知が発出されたところである。

従前より、仕事と生活の調和の実現に向けて、就業率の向上、仕事と家庭の両立を図るための環境の整備、労働時間等の設定改善に関する施策等について、総務部、労働基準部、職業安定部及び雇用均等室の連携・調整の下に、都道府県、労使団体をはじめとする関係機関と協力しつつ、労働局全体として積極的に取り組んでいただいているところであるが、今後は、特に下記の事項に十分留意の上、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を促進・支援するための施策をより一層積極的に推進されたい。

## 記

### 1 「仕事と生活の調和推進会議」の開催

平成20年度政府予算案（厚生労働省）においては、地域における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進するため、労使、地方公共団体、学識経験者等の参集による「仕事と生活の調和推進会議」（以下「推進会議」という。）を都道府県ごとに設置し、地域の特徴を踏まえた働き方の見直しや仕事と家庭の両立支援等に関する提言の策定・公表及び先進的な取組を行う企業の好事例の収集・情報提供等を行うこととしている。推進会議は、行動指針において国の取組として示されている、「全国や地域での国民の理解や政労使の合意形成を促進する」ための地方の取組として非常に重要であるため、その運営に積極的に取り組み、地域における仕事と生活の調和に向けた社会的気運の醸成を図られたい。

なお、推進会議の開催に当たっては、会議の内容が働き方の見直し以外の分野にも密接に関係するものであることにかんがみ、その実施に当たっては、労働局内の関係部署において積極的に協力・連携を図り、局全体で、各都道府県ごとの実情に応じた効果的な体制の整備に努められたい。

### 2 地方公共団体との連携

#### （1）推進会議開催に当たっての連携

地方公共団体における少子化対策が、「就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造」の解消のために、「働き方の改革による仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」と

して取り組むこととしていることにかんがみ、推進会議の運営に当たっては、都道府県等の意向も踏まえたものとなるよう、密接な連携を図りたい。

## (2) 少子化対策推進本部との連携

前掲通知「総合的な少子化対策の推進について」においては、各地方公共団体に対し、その実情に応じて、関係部局から構成する少子化対策推進本部を設置するなどして少子化対策を推進するための庁内体制を整備することを求めている。また、仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革をはじめ、少子化対策は、それぞれの地域の企業、労働者団体、次世代育成支援対策推進センター、保健・医療・福祉関係者、教育関係者、都道府県労働局、子育て支援活動を行うNPO等が相互に密接に連携、協力し合いながら、地域の実情に応じた取組を進めていく必要があることから、次世代育成支援対策地域協議会を活用するなどにより、恒常的な意見交換を行い、協働して、仕事と生活の調和の実現のための働き方の改革や子育て支援などを推進するための協議の場を設けることを求めている。

このため、各労働局においては、このような地域における次世代育成支援対策地域協議会などの少子化対策に関する協議の場が設置される場合には、これに積極的に参画するとともに、地方公共団体等と連携・協力を図り、地域における仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進されたい。

## 3 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

### (1) 労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）の改正等

労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成4年法律第90号）第4条第1項に基づく、労働時間等の設定の改善に適切に対処するため必要な事項を定める労働時間等設定改善指針（通称：労働時間等見直しガイドライン）については、憲章及び行動指針の趣旨を盛り込むべく改正し、平成20年4月1日から適用されるところである。

このため、改正後の労働時間等見直しガイドラインについて、改めて集団指導、説明会などあらゆる機会を通じて周知啓発等を図られたい。

また、時間外限度基準を含めた労働時間関連法令の遵守の徹底等について引き続き取り組まれない。

### (2) 労働時間等設定改善関係事業等の実施

労働時間等設定改善援助事業及び労働時間等設定改善推進助成金に加

えて、平成20年度から新たに創設する「職場意識改善助成金」に係る業務の適切な実施を通じて、仕事と生活の調和の実現のための企業の取組の推進をより一層図られたい。

### (3) 企業における仕事と家庭の両立支援の取組の推進

仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進するに当たり、育児・介護期の仕事と家庭の両立支援は、特に重要な課題となる。

このため、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画は、企業における次世代育成支援対策の推進という観点からも重要であり、行動計画の策定・届出の促進、認定マーク（くるみん）の周知・啓発等について、地方公共団体や次世代育成支援対策推進センターと情報共有を図りつつ連携・協力し、企業における次世代育成支援の取組の推進を図られたい。

また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）に基づく育児休業、介護休業及び勤務時間短縮等の措置等の一層の普及・定着の推進や、事業主に対する指導等についても、引き続き積極的に取り組まれたい。

### (4) 短時間正社員制度導入の促進

少子高齢化が進展し、働き方に対する価値観が多様化する中で、多様な働き方が選択できる環境を整備することは、仕事と生活の調和の観点から重要な課題である。

中でも、正社員でありながら所定労働時間がフルタイム正社員より短い短時間正社員制度については、育児・介護や地域活動など個々人のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方を実現させるものとして期待されていることから、制度導入の手順等をまとめた「制度導入マニュアル」を事業主等へ提供するとともに、制度導入に取り組む事業主及び事業主団体を支援するため、短時間労働援助センターが支給する短時間労働者均衡待遇推進等助成金についても、事業主等に積極的に情報提供することにより、制度の一層の導入促進のための取組を図られたい。

## 4 その他

1 から 3 までに掲げるそれぞれの取組を具体化するための留意事項については、必要に応じて別途通知する。